

議事要旨(5) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に寄せられたコメントへの対応

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

合理的な説明に関する取扱いについて

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 本公開草案の「合理的に説明できる場合」を「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」とする事務局提案に賛成する。

適用初年度の期首の影響額の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案における提案に比べ、事務局提案は会計方針の変更として取り扱う範囲について考慮されている。そのため、早期に繰延税金資産の適正な計上を図るという観点から事務局提案に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本論点については作成者と監査人でこれ以上歩み寄ることはできないと考える。議論は出尽くしており、作成者からの強い反対意見はないことを考慮すると今回の事務局提案に賛成する。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - コメントへの対応（案）について、本公開草案により改定が提案されている項目に関する開示についてのコメントについては、対応（案）を書き分けるべきではないかと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開示に関しては後に議論を行うという理解をしているが、現状のコメント対応（案）の記載ではそれが分かりにくいのではないかと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「公表にあたって」において今後の作業として開示に関する記載を行うことを検討したい。

以 上